

夕暮れ時の交通事故が多発しています。外出するときは、夜光反射材を着けて目立たせましょう。

区役所 1 階相談コーナーのご案内

区役所 1 階相談コーナーではさまざまな相談を行っています。気軽にご利用ください。
相談内容は、下表の通りです。

相談名	相談員	相談内容・日時
家庭生活	家庭生活 カウンセラー	家庭生活、生き方、悩み事など。 月・木曜日の午前 10 時～正午、午後 1～4 時。
法律	弁護士	困り事、争い事などの法的見解、解 決方法について。 第 1・3 水曜日（要予約・面談のみ）。 ※当日午前 9 時から電話でのみ予約の 受け付け開始。先着 8 人。相談は午後 から（1 人 20 分）。
行政	行政相談 委員	国やその関係機関などの仕事に関する こと。 第 1・3 火曜日午後 1 時～4 時。
職業	職業相談員	就職などに関すること（職業紹介は 行っておりません）。 月・水・木曜日の午前 8 時 45 分～正午、 午後 1 時～5 時。
司法書士	司法書士	裁判事務、登記、諸手続き（相続、遺 言、不動産登記、賃貸借など）。 第 2・4 水曜日の午後 1 時～4 時（面 談のみ）。

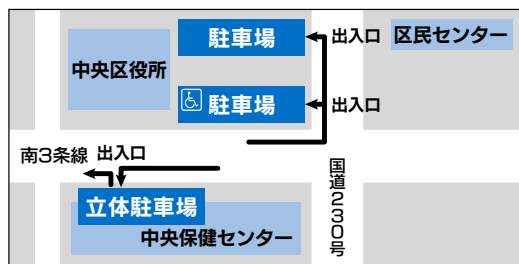
申込・詳細 総務企画課広聴係 ☎231-2400

区役所・区民センターへは 公共交通機関でお越しください

区役所周辺は駐車禁止となっています。路上駐車はおやめください。また、区役所駐車場をご利用になる場合は、交通の妨げとならないよう南 3 条線側からお進みください。

なお、中央保健センター（南 3 西 11 区役所南側）の立体駐車場も利用できます。

駐車の際には、短時間の利用にご協力ください。



詳細 総務企画課庶務係 ☎231-2400

一日行政相談



10月17日～23日の行政相談週間にちなみ、中央区担当の総務省行政相談委員が国や北海道、特殊法人などの行政に関する相談や要望をお受けします。

▽日時 10月18日(火)午前10時～午後4時。

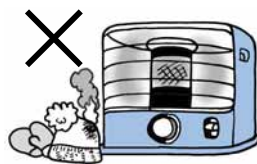
▽会場 区役所1階ロビー特設相談コーナー(南3西11)。
総務企画課広聴係
☎(231) 2400

中央消防署からの お知らせ

秋の火災予防運動の実施について

10月15日～31日の17日間、中央消防署では「秋の火災予防運動」を実施します。家庭や職場から火災を出すことがないように次のことに十分注意

- ◆暖房器具の使用について
暖房器具の周囲は整理整頓し、燃えやすいものは置かないようにしましょう。
- ◆燃料は火の気のない所で取り扱い、あふれ・こぼれに注意しましょう。
- ◆放火被害に遭わないために
家の周りに放置している廃品などは片付けましょう。
- ◆物置・車庫・車両には鍵を



◆ごみは決められた日の朝に出しましょう。
消防団員が住宅防火訪問を行います
10月15日～平成24年1月末の間、住宅用火災警報器の普及と維持管理の啓発を目的として、中央消防団員が区内の住宅を訪問します。

なお、訪問時には制服を着用し、団員証を携行します。物品の販売やあっせんは一切行いません。
中央消防署予防課防火推進係
☎(215) 2120